

東千葉ハイツ緑化協定

(協定の目的)

第1条 この協定は、吾々の東千葉ハイツに豊かな緑と季節毎の草花を育成し、情緒豊かな住環境を確保することを目的とする。

(協定の名称)

第2条 この協定は、東千葉ハイツ緑化協定(以下「協定」という。)という。

(協定に含まれる区域)

第3条 協定の対象となる区域は、東千葉ハイツ管理組合の(以下「組合」という。)管理する敷地内全域とする。

(協定の締結)

第4条 この協定は、都市緑地保全法(昭和48年法律第72号。以下「法律」という。)第14条の規定に基づいて締結するものとする。

(協定の効用)

第5条 この協定は、第一条の目的を達成するため法律に基づいて認可の公告があった日から効力を生ずるものとする。

また、この日以後に新たに占有者となった者に対してもその効力がおよぶものとする。

(協定の変更及び廃止)

第6条 協定事項を変更しようとするときは、協定者全員の合意を必要とし、法律による認可を受けるものとする。

2 協定を廃止しようとするときは、協定者の過半数の合意を必要とし、法律による認可を受けるものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、認可の公告があった日から10年間とし、期間満了前に協定者の過半数が廃止についての申し出をしなかった場合は、さらに10年間延長するものとする。

(緑化に関する事項)

第8条

(1) 植える木の種類と場所

植える木の種類については、当ハイツの土質に合う丈夫なものを選択し、春夏秋冬にわたり景観を豊かにするために下記の樹木より選定する。

イ 花の咲く木

さくら、つばき、さざんか、ふじ、つつじ等

ロ 実のなる木

もも、かき、いちじく、うめ、ざくろ、くり、びわ、柑橘類等

(2) 植栽は管理組合に委任するものとし、管理組合は早期に植栽方法を定め、目的を実現しなければならない。

(植栽樹木の保護及び管理)

第9条

(1) 協定者は、緑の環境の恵みを十分享受できるよう植栽した樹木を良好に保護するよう努めなければならない。

(2) 植栽した樹木の病虫害駆除、施肥、剪定等の樹木の保護及び

育成にかかる管理は、管理組合に委任するものとする。

- (3) 管理組合の許可なしに区分所有者又は居住者が勝手に協定区域内の樹木を伐採・剪定・移植をしてはならない。

(違反したとき)

第10条 故意又は重大な過失により植栽した樹木、草花等を伐採し、若しくは損傷する等により、この協定に違反したときは、違反した者に対してとりきめたことがらの実施を求め、若しくは原状に回復することを求めることができる。

違反者がこの求めに応じないときは、管理組合が違反者にかわって、これを行い要した費用は違反者の負担とする。

第11条 本緑化協定には現在、協定区域内にある樹木についてもその効力をおよぼすものとする。

以 上